**平成２３年（フ）第２０４号**
長野市篠ノ井西寺尾2356番地
債務者　長澤　　充
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７６号**
長崎県佐世保市保立町３番８号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸160番地の49
債務者　田中　秀之
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第１００８号**
東京都西東京市南町１丁目10番３号、住民票上の住所東京都西東京市南町１丁目10番２号
債務者　二上　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　行方　美彦
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１４１号**
相模原市南区大野台４丁目13番43号
債務者　小冷　　守
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井田　努
4　破産債権の届出期間　平成23年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第５０号**
山形県鶴岡市小名部甲32番地
債務者　加藤　共惠
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日詰　直史
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第４０６号**
新潟市中央区田中町5179番地105、前住所新潟県長岡市寺泊北曽根2123番地５
債務者　相澤　和善
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成23年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第１１７号**
山形市小姓町３番８―203号　ビルドサカイ、前住所山形市南松原２丁目12番地の11
債務者　伊藤　春美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３５号**
山形県上山市金生１丁目５番６号、前住所山形県上山市松山３丁目６番34―40号
債務者　男鹿　幸美（旧姓小峯）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３６号**
山形県天童市大字原町甲48番地
債務者　富樫　洋二
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１４３号**
山形市小白川町５丁目27番15―805号　県営あたご団地
債務者　戸田絵里佳
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１４４号**
山形県東根市大字島大堀257番地の１
債務者　石山　一美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１４８号**
山形県上山市河崎３丁目３番20号、住民票上の住所山形県上山市葉山４番27号
債務者　佐藤　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１５１号**
山形市青田南１番１―301号
債務者　小関　信也
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１５２号**
山形市大字中野197番地
債務者　角田　育子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２７８号**
函館市陣川町83番地26
債務者　遠山　優子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７９号**
函館市人見町５番57号
債務者　丸山　和治
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
函館地方裁判所